

県単農業災害対策資金

【平成30年台風第24号による災害】

1 根拠規定

「千葉県農業災害対策利子補給費補助金交付要綱」

県融資枠 10億円

2 制度の概要

災害により被害を受けた農業者の経営の維持安定を図るため、農協等融資機関が再生産に必要な資金又は施設の復旧資金を通常より低利な金利で融資し、市町村が事業主体となって当該融資機関に基準金利との差率を利子補給した場合に、県が当該市町村に対してその一部を補助する。

3 資金区分別資金使途・貸付限度額・償還期限

資金区分	経営安定資金	施設復旧資金
資金使途	農業の再生産に必要な資金 (種苗、肥料、飼料、農薬等)	農業用施設（簡易な施設を除く）が 損壊した場合において、当該施設を 原状に復元するために必要な資金
貸付限度額	被害額の80%以内で 300万円以下	被害額の80%以内で 500万円以下
償還期間	5年以内	6年以内（うち据置2年以内）

4 金利等（平成30年台風第24号による災害について）

近代化資金 基準金利 A	融資機関 負担率 B	県単災害資金 基準金利 C = A - B	利子補給率 D		末端金利 E = C - D
			県	市町村	
1.70%	0.85%	0.85%	0.57%	0.28%	0%

5 基金協会の債務保証について

- (1) 保証料は年0.18%です。（金利のほかに別途保証料をご負担いただきます。）
- (2) 保証条件は、原則として無担保・無保証人です。
- (3) 法人の代表者は原則連帯保証人となります。